

仕 様 書

1. 事業の名称

韓国インフルエンサー招聘業務

2. 事業の目的

本業務は、徳島ーソウル仁川の国際定期便を利用し、影響力のあるインフルエンサー等を招聘し、旅行者目線で取材・発信を行うことで、知名度向上及び来訪意欲を喚起し、直行便を活用して本県への誘客につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 訴求対象等

（1）ターゲット

個人旅行者

（2）テーマ

「日本の小都市（地方）で暮らすように旅をする様子」をテーマに発信

（3）取材時期

3月上旬

5. 実施内容

訴求する対象や内容に留意のうえ、本業務については、下記の手法を用いて実施する。また、招聘にかかる旅費、滞在経費、通訳等の一切の経費を負担すること。

（1）インフルエンサー招聘

ア インフルエンサーの選定、監督等

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサーを複数名活用し、テーマに応じた発信を行う。具体的には、インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行う。

イ 招聘インフルエンサーの詳細と成果指標の選定

プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）、徳島での滞在日数、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。

ウ 契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

※招聘するインフルエンサー、人数、発信回数、時期、内容等については、公募時の提案により決定する。

エ 韓国で旅行者層に話題のインフルエンサーを招聘すること。

また、多くのターゲットにリーチできる多様な人選とすること。

オ インフルエンサーの制作した動画等については、本県に就航する航空会社のSNSでも活用できることを条件とすることとし、一部は徳島県がプロモーションやセールス活動等で使用できるものとして提供すること。

6. 進捗報告

- ・業務についての進捗報告は随時行うこと。
- ・業務実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。修正後の報告についても契約期間内に終わらせるようにすること。

7. 報告書の作成

記録写真、掲載媒体の記録、PV数等の実績を含めた業務全体の報告書を作成すること。なお、撮影した記録写真等については、データ形式で納品し、委託者に対し納品データの使用权を認めること。

ア 提出期限

令和7年3月31日（月）

イ 提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課インバウンド推進担当

電話 088-621-2337

E-mail kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 部数

実施報告書（A4版カラー冊子）3部、電子媒体（データ可）1部

8. 業務実施にあたっての留意事項

- （1）本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- （2）この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- （3）本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、委託者からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- （4）本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- （5）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。